

償却資産申告書・給与支払報告書

提出は1月31日（火）まで！

【償却資産申告書】

個人・法人を問わず、事業用の償却資産を所有している方は、今年の1月1日現在の資産状況を1月31日（火）までに住民課へ申告してください。

償却資産とは、土地および家屋以外の事業の用に供

することができ資産で、その減価償却額（費）が、所得の計算上、損金または必要経費に算入されるものです。

①提出書類

- ・申告書
- ・種類別資産明細書
- ②課税標準額

今年の1月1日現在の償却資産の価格で課税台帳に登録された価格です。

③免税点

課税標準額の合計が150万円未満の場合は課

税されません。

④税額

課税標準額に100分の1・4（税率）を乗じて算出されます。

【給与支払報告書】

各事業主の方は、令和4年中に支払った給料・賞与・手当などを取りまとめた給与支払報告書を1月31日（火）までに住民課へ提出してください。

※問い合わせは、住民課

☎83・2190

《広告（有料）募集》

広報おきたまへの広告を募集しています。

※問い合わせは、総務課

☎83 - 2345

青梅税務署

職員による

出張申告相談

出張申告相談をつぎのとおり開催します（土地、建

物および株式などの譲渡所

得の相談を除きます）。

〔日程〕2月14日（火）

〔相談受付〕

午前9時30分～11時30分

午後0時30分～2時30分

〔会場〕役場会議室

〔申込について〕電話による事前申込が必要です。

申込みは、2月1日（水）

午前9時から開始します。

*申告にお越しになる際は、マスクの着用および申

告会場入口での検温、手の

消毒の実施にご協力くださ

い。

また、申告書などの提出

のみの場合は、郵送または

住民課窓口、古里出張所へ

直接ご提出ください。

※申し込みは、住民課

☎83・2190

令和5年度住民税（町・都民税）の申告

および令和4年分所得税の確定申告

■町職員による

申告の相談・受付

新型コロナウイルス感

染症対策として、申告会

場内が密になることを避

け、待ち時間を少なくす

るため、申告の相談受付

は、昨年と同様に電話に

よる予約制とさせていただきます。

2月1日（水）午前9

時から電話予約を開始し

ます。

希望する日と時間帯を

予約してください。

*1人あたり30分、2人

分相談する場合は、1時

間を予約してください。

1日30人分まで受付け

ます。

予約状況により希望す

る日時が予約できない場

合があります。感染症

対策のため、ご理解とご

協力をお願いします。

《次ページへ続く》

〔予約先〕

住民課 ☎83・2190

〔申告期間〕2月16日（木）

～3月15日（水）（土曜日、

日曜日および祝日を除く）

*2月19日（日）・26日（日）

は、休日の申告受付を行

いません。

〔相談受付〕

・午前9時～11時30分

・午後1時～3時30分

〔会場〕役場会議室

*申告にお越しになる際

は、マスクの着用および申

告会場入口での検温、手の

消毒の実施にご協力くださ

い。少しでも体調が悪い場

合は、後日改めて予約して

ください。

また、申告書などの提出

のみの場合は、郵送または

住民課窓口、古里出張所へ

直接ご提出ください。

*ただし、つぎの場合は、

相談・受付ができません。